

令和3年度事業計画について

1 基本方針

本基金は、民間の自主的・創造的な福祉活動を継続的かつ安定的に行うため基金を造成し、その果実により民間の福祉活動に資金援助を行い、もって県民の福祉向上を図ることを目的とするものである。

令和3年度は、引き続き公債等の運用により、基金の安全かつ効率的な運用を図りつつ、要援護者等の豊かで快適な生活を目指したボランティア活動をはじめとした民間の福祉活動に対する助成を積極的に行うとともに、基金の事業を広く周知するための広報活動に取り組むこととする。

2 具体的な事業計画

(1) 広報事業

本基金の積極的な活用を促進するため、基金の趣旨及び事業の内容等について広く県民に周知を図る。このため、インターネットその他の広報媒体を活用するとともに、基金の事業計画及び助成状況等を紹介した広報誌を作成し、福祉団体等に配布する。

(2) 公益目的事業

地域に根差した福祉活動や在宅福祉活動に係る事業、施設入所者等の処遇向上を図る事業、福祉従事者の研修事業、福祉に関する調査研究事業、福祉分野での様々なボランティア活動に係る事業に対する助成を実施する。

なお、助成予定額は、15,000千円以内、助成対象事業の区分は以下のとおりとする。

① 地域福祉・在宅福祉事業

地域に根差した福祉活動や在宅福祉活動に係る事業

② 施設福祉事業

福祉施設の新築・増改築、修繕・改造事業

備品整備、環境整備事業

③ 福祉施設・団体従事者研修事業

福祉施設・団体職員等の研修派遣事業

福祉施設・団体の行う研修・講習・講座開催事業

④ 福祉に関する調査研究事業

⑤ 福祉ボランティア活動奨励事業

⑥ その他

(3) その他の事業（障がい者スポーツ振興助成事業）

① 障がい者スポーツ普及発展事業（一般事業）

障がい者スポーツの普及振興を図るため、山形県障がい者スポーツ協会が行う次の事業に対し助成を行う。助成予定額は 100 万円以内とする。

ア 障がい者スポーツ愛好者拡大のための事業

イ 障がい者スポーツ指導員養成事業

ウ その他障がい者スポーツ振興に必要な事業

② 障がい者スポーツ重点強化対策事業（特別事業）

障がい者スポーツ重点強化対策に基づき、基金を取り崩し、山形県障がい者スポーツ協会が行う次の事業に対し重点的に助成を行う。助成予定額は 220 万円以内とする。

ア 障がい者スポーツ指導員の養成及び活動強化事業

イ 障がい者スポーツ競技者の拡大事業

ウ ニュースポーツ普及事業

エ 障がい者スポーツクラブ重点助成事業

(4) 理事会、評議員会及び助成事業審査委員会

① 理事会 5月・3月

② 評議員会 5月

③ 助成事業審査委員会 7月

ただし、必要がある場合には随時開催する。

3 運用計画

(1) 公益目的事業会計

令和3年度 償還予定の債券なし

現在運用している債券について、より高い利金収入を得るため、必要に応じて、資金運用管理規程に従い売買を行う。

(2) 収益事業等会計

その他事業（障がい者スポーツ振興助成事業）

山形県障がい者スポーツ協会への助成金 320 万円を捻出するため、第 109 回利付国債 額面 84,000,000 円（取得価額 82,236,840 円）のうち額面 1,000,000 円（取得価額 979,010 円）を取崩す。